

条例改正事項の取扱いについて（案）

9月に人事監察委員会として市長に意見具申した条例改正要望事項と検討状況は次のとおり。

条例改正要望事項

- ① 規制違反に関する通報の取扱いを明文化
（外部通報窓口の設置、通報者保護等）
- ② 再就職の報告義務の拡大（勤続20年以上である退職者全員、退職後5年間、再就職先での地位変更・再々就職を含む）
- ③ 再就職禁止団体に「市と契約関係がある法人」を追加
- ④ 新たに再就職監視団体という法人区分を設け「過去5年間に職員の再就職実績がある法人」「市が便宜供与を与えている法人」等を新たに追加

検討状況

- ① 別紙のとおり
- ② 地方公務員法上、職員の再就職について報告を求める上限年限が規定される可能性があることから、今秋の国会に提出される見込みである、地方公務員法改正案の内容を注視している状況。
- ③ 平成25年度退職者から改正後の条例が適用されることから、今年度退職者の動向等を踏まえ、改正内容の法的妥当性の検証等、慎重に検討を要すると考える。
- ④ 上記③に加え、「再就職監視団体」の位置付けや「便宜供与」の定義、改正内容の法的妥当性の検証等を行う必要がある。